

中津川市経営管理支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林経営管理法（平成30年法律第35号。以下「法」という。）第57条第1項の規定に基づく経営管理支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第57条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、経営管理支援法人指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 定款

(2) 登記事項証明書

(3) 宣誓書兼役員等名簿及び照会承諾書（様式第2号）

(4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面

(5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表

(6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書

(7) これまでの法に基づく業務の受注実績を記載した書面

(8) 法第58条各号に規定する業務に関する計画書

(9) 支援法人として行おうとする業務を実行する者の中に、森林総合監理士、地域林政アドバイザー又は岐阜県地域森林監理士の登録がされている者がいる場合、その氏名を記した書面及び登録されている証拠となる書類

(10) 納税証明書（国税、県税、中津川市税）

(11) その他市長が必要と認める書類

3 前項第9号に規定する業務を実行する者には、業務委託契約等により連携体制を構築している外部の専門家も含むものとする。

(支援法人の指定)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第57条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

(1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、前条第2項第7号の受注実績がある会社等又は市内の森林整備に関し十分な実績や知見を有すると市長が認める法人であること。

(2) 第8条の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。

(4) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 拘禁刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

オ 暴力団員等

(5) 支援法人として行おうとする業務の方法が、法第58条各号に規定する業務として適切なものであること。

(6) 必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。

(7) 中津川市内に本店、支店その他の営業所又は事務所のいずれかを有すること。

(8) 国税、県税及び中津川市税の滞納がないこと。

(9) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

2 指定の有効期間は、指定の日から起算して5年を経過する日の属する年度末とする。

3 市長は、申請者を支援法人として指定した場合は、経営管理支援法人指定書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとし、支援法人として指定しない場合は、その旨及び指定しない理由を書面により申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

第4条 法第57条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第4号）に

より行うものとする。

- 2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（業務の廃止）

第5条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式第6号）により市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第57条第1項の規定による指定取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

（事業の報告）

第6条 支援法人は、市長から求めがあった場合には、事業計画書、収支予算書、事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

（改善命令）

第7条 市長は、法第59条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第8条 市長は、法第59条第3項の規定により、支援法人が法第59条第2項の規定による命令に違反したときのほか、第3条第1項第1号、第3号若しくは第4号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第3条の規定による指定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により指定を取り消そうとするときは、中津川市行政手続条例（平成9年3月26日条例第5号）第13条の規定に基づき、当該支援法人に弁明の機会を付与し、または聴聞を行わなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定により指定の取消しを行う場合は、経営管理支援法人指定取消書（様式第7号）により当該支援法人に通知するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。